



市役所からのお知らせ

市役所からのお知らせをお伝えします。催し物などは、イベント情報に掲載しています。

- ▶市役所本庁舎 ☎0175-22-1111
- ▶川内庁舎 ☎0175-42-2111
- ▶大畑庁舎 ☎0175-34-2111
- ▶脇野沢庁舎 ☎0175-44-2111
- ▶お問合せメール info@city.mutsu.lg.jp
- ▶市ホームページ http://www.city.mutsu.lg.jp
- ▶市公式フェイスブック https://www.facebook.com/mutsu.city

6月1日現在 人口・世帯数

※住民基本台帳による

| | |
|-------|------------------|
| 人口 | 59,059人 (-75人) |
| むつ地区 | 46,444人 (-37人) |
| 川内地区 | 4,022人 (-10人) |
| 大畑地区 | 7,001人 (-12人) |
| 脇野沢地区 | 1,592人 (-16人) |
| 世帯数 | 29,224世帯 (-12世帯) |

()内は前月比

弾道ミサイル発射に伴う避難行動について

北朝鮮により弾道ミサイルが発射された場合で、日本に飛来する可能性があるときは、国から関係する地域住民に対して全国瞬時警報システム(Ｊアラート)を通じて、市の防災行政無線によりミサイル発射情報が特別なサイレン音とともに伝達され、防災かまふせメールでも同様の情報を発信します。情報が流れてきましたら直ちに頑丈な建物に避難し頭部を守ってください。



防災安全課

☎22-11111内線2132

税務課からお知らせ

◆第2期納期限は7月31日(月) 市県民税・固定資産税・国民健康保険税・介護保険料の第2期納期限は7月31日(月)です。6月に第1期より8期分の納付書をまとめて送付していただきますので、納期限までに納付してください。

税務課納税管理担当

☎22-11111内線2252

◆税務課 夜間・休日窓口を開設 市では、毎月25日から末日までを納税週間として、夜間および休日に収納窓口を開設して市税等の納付を受付けています。仕事などで日中に金融機関等での納付が難しい方は、どうぞご利用ください。 ※納税相談も随時行なっています。 (いつ)7月25日(火)～31日(月) (平日)午前8時30分～午後7時30分 (土日)午前8時30分～午後5時15分 (どこ)本庁舎税務課

税務課収納担当

☎22-11111内線2232

高額療養費の月ごとの限度額が変更となります

8月より、70歳以上の方の高額療養費の限度額が変更となります。一般所得の世帯の方は、外来で1万4000円(8月から翌年7月までの1年間で14万4000円)まで、入院で5万7600円までとなります。また、受診した月から過去12か月において、限度額までの支払いが4回目以上になった場合は、入院時の限度額が4万4400円へ引き下げられます。現役並所得の世帯の方は外来で5万7600円となり、入院での変更はありません。なお、住民税非課税の世帯の方は変更ありません。社会保険や共済組合に加入の方は、加入の保険者へお問い合わせください。 (国民健康保険について)

国民健康保険について

☎22-11111内線2434

◆後期高齢者医療制度について 国民年金課後期高齢者医療担当 ☎22-11111内線2444

後期高齢者医療制度加入のみなさまへ

◆「後期高齢者医療被保険者証」の二斉更新について 8月1日は被保険者証の更新日です。新しい被保険者証(平成31年7月31日まで有効)は、7月下旬に郵送により交付します。 ※保険料の滞納等の理由により納付相談の必要な方については、有効期限および更新時期が異なる場合があります。

【注意事項】

- ・交付後記載内容をご確認のうえ、誤りがありましたらお申し出ください。
- ・平成28年中の所得状況等により、8月1日から医療機関の窓口での自己負担割合が変わる場合があります。
- ◆後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について 8月1日は認定証の更新日です。現在、認定証をお持ちの方で、平成28年中の世帯の所得状況等に

国民年金保険料 免除申請忘れずに

保険料を未納のままにしていると万が一の事故や不幸にあつたと きなどに、障害年金、遺族年金が受けられない場合があります。また、将来年金を受給できる権利を手放してしまうことにもつながりますので、経済的な理由等から保険料を納付することが困難な場合にはお早めに免除申請することをお勧めします。

免除申請が承認されると老齢基礎年金の受給資格期間に入りませんが、一部免除の場合は、納付しなければ年金額および資格期間に反映されず「未納扱い」となり、年金が支給されない場合がありますので、忘れずに納付しましょう。

※本人・配偶者・世帯主の所得審査があります。

◆申請の対象期間

平成29年7月分から平成30年6月分は、7月3日(月)から受付開始。これ以前の免除申請も受け付けていますが、納期限から2年以内と決められていますので、ご注意ください。

◆継続申請該当者のみなさんへ

これまでに免除・納付猶予の継続申請をされた方で、平成29年6月分まで全額免除・納付猶予の承認を受けている方は、平成29年7月から1年間分の申請

各種相談日程

法律相談

時 7月28日(金) 12:30～ 問 市民連携課
場 市役所本庁舎市民相談室 ☎22-1111内線2154
予約受付は7月1日(木)午前8時30分開始。1人30分、定員6名(先着順)

法テラス法律相談

時 7月12日(水) 12:30～ 問 法テラス青森
場 市役所本庁舎市民相談室 ☎050-3383-5552
前日までの予約必要。1人30分、定員6名(先着順)

行政相談

時 7月18日(火) 10:00～15:00 問 市民連携課
場 市役所本庁舎市民相談室 ☎22-1111内線2154
行政が行う仕事についての各種相談を受けます。

行政相談

時 7月18日(火) 9:00～12:00 問 大畑庁舎管理課
場 大畑庁舎2階第2会議室 ☎34-2111
行政が行う仕事についての各種相談を受けます。

人権相談

時 祝日を除く月・水・金曜日 10:00～17:00 問 青森地方法務局むつ支局
場 下北合同庁舎2階相談室 ☎23-3202
家族間や近隣関係のこと、学校や職場内のことなどの相談を受けます。

健康なんでも相談

時 土・日・祝日を除く毎日8:30～17:15 問 健康推進課
場 市役所本庁舎健康推進課 ☎22-1111内線2574
保健師や栄養士が相談を受けます。

時 日時 場 場所 問 問合先・申込先

教育相談

時 土・日・祝日を除く毎日9:00～16:00 問 相談専用電話
場 教育研修センター ☎22-0974
予約制です。中学生までの教育に関する相談を受けます。

消費生活相談

時 土・日・祝日を除く毎日8:30～17:15 問 むつ市消費生活センター
場 市役所本庁舎産業振興課内 ☎22-1353
消費者トラブルや悪質商法、多重債務の相談を受けます。

45歳未満の方の職業相談

時 土・日・祝日を除く毎日9:00～17:00 問 ジョブカフェあおもりサテライトスポットむつ
場 市役所本庁舎内サテライトスポットむつ ☎22-1146
求人案内、職業紹介、履歴書添削指導、職業適性診断を行います。

暮らしとお金の安心相談会

時 第3水曜日 10:00～16:00 問 消費者信用生活協同組合青森相談センター
場 市役所本庁舎市民相談室 ☎017-752-6755
予約制です。借金など家計の悩みについての相談を受けます。

生活困窮者自立支援相談

時 土・日・祝日を除く毎日8:30～17:15 問 生活福祉課
場 市役所本庁舎生活福祉課 ☎22-1111内線2542
生活維持・仕事探し・将来のことなど相談員が相談を受けます。

心配ごと・結婚相談

時 毎週月曜日 10:00～15:00 問 むつ市社会福祉協議会
場 社会福祉協議会(市役所本庁舎内) ☎22-2731
祝日の場合は翌日に相談を受けます。

国民年金課国民年金担当

【全額免除・一部免除】等と「未納」はこんなに違います！
(平成29年度 国民年金保険料 16,490円)

| 免除の種類 | 納付する保険料 | 年金受給の資格期間に | 年金額に反映 ※()は全額納付をしたとき | 後から納付は |
|--------------|----------------|------------|-----------------------|--|
| 全額免除 法定免除 | 0円 | ○入ります | ○されます (2分の1) | 10年以内は可能 ※免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算額がつかます。 |
| 一部免除 | 4,120円～12,370円 | | ○されます (8分の5～7) | |
| 若年者 納付猶予 | 0円 | | ×されません | |
| 学生特例 | 0円 | | ×されません | |
| 未納 | | ×入りません | ×されません | 2年以内は可能 |

書の提出は必要ありません。なお、継続申請の結果については、むつ年金事務所から送付されますが、却下された場合でも一部免除に該当する場合もありますので、市担当窓口で再度申請することをお勧めします。 保険料免除制度や手続き時に持参するものなどの詳しい内容については、『むつ市民利便帳』81ページ『国民年金』をご覧ください。

より、引き続き8月1日から該当になる方については、7月下旬に郵送により新しい被保険者証とともに認定証(平成30年7月31日まで有効)を交付します。 (注意事項) ・現在、認定証をお持ちでない方でも、新たに該当になる方については、認定証の交付を受けることができます。(該当者には、後日申請手続きのご案内を送付) ・平成28年中の世帯の所得状況等により、適用区分が変更となる場合や非該当となる場合があります。 ・認定証の交付を受けた方は、医療機関の窓口で被保険者証と一緒に提示してください。 ◆現在お使いの被保険者証等について 有効期限(平成29年7月31日)が過ぎたものについては、8月1日以降に担当窓口へ返還するか、破棄してください。

国民年金課後期高齢者医療担当

☎22-11111内線2444 各庁舎市民生活課